

南宋臨安の空間と社会

高橋 弘 臣

はじめに

筆者は近年、南宋の都臨安について、主として次の三点を取り上げ、研究を進めてきた。第一は南宋の都臨安の成立過程である。臨安は南宋の事実上の都でありながら、建前上はあくまで行在であつた。このような南宋の都臨安がどのように成立したのかを、特に南宋政權・宋金和議の成立過程と関連づけて検討した(1)。

第二は臨安の社会・経済である。臨安には江北や周囲の農村等から多くの人々が移住し、その数は土着の者に数倍するとさえいわれた。そうした人々の中から特に下層民・禁軍を取り上げ、彼らの実態、社会に与えた影響、行政側(中央政府・臨安府)の対応等を検討した。また臨安で発行された紙幣のうち、東南会子の運用制度・価値・使用状況等を検討した(2)。

第三は臨安の空間・構造である。臨安は宋代の都市、特に坊制(周囲に坊牆をめぐるせた居住区制度としての)が崩壊した後の(と一応考えられる)都市であり——そもそも宋代

以前の杭州に、華北の長安・洛陽と同様の坊制が実施されていたのかどうか疑問であるけれども——、江南の一地方都市から都となつた都市であり、江北等から大量の移住者を受け入れた都市である。そのような臨安の空間・構造等がいかなるものであつたか、という点に対し検討を加えた(3)。

臨安研究の主要な課題の一つとして、大量の移住者とその空間・構造・社会・文化等どのような影響を及ぼしたのかという点が挙げられる。そこで本稿では、これまでの筆者の研究を整理しつつ、南宋の都臨安の成立について簡単に言及した後、大量の人々の移住が臨安の住宅事情に及ぼした影響について紹介する。また移住してきた人々の中から、下層民・貧民として生活していた人々を取り上げ、その実態や行政側の対応を紹介する。そしてそうした作業を通じて、臨安の空間や構造、社会の一端をうかがつてみたい。

一 南宋の都臨安の成立過程

1 宋金和議締結以前

金軍は靖康元年(一一二七)閏十一月、北宋の都開封を陥

落させ、翌二年三月、四月にかけて徽宗・欽宗及び皇族・官僚等を東北へ連行し、北宋は滅亡した。いわゆる靖康の変である。一方、連行を免れた徽宗の第九子趙構は五月に応天で即位し（高宗）、宋を再建した。

高宗は即位後、金軍の攻撃を避けるため揚州、さらに江南へと移動し、各地を逃げ回っていた（杭州↓建康↓臨安（杭州が府に昇格し改称）↓越州↓明州↓海上↓温州↓紹興（越州が府に昇格し改称）↓臨安）が、紹興二年（一一三二）正月以降、臨安に滞在を続けた。その主な理由として金軍が江南への侵攻を中止したこと他に、臨安は大運河の南端に位置し、漕運の便が良かったため食糧の調達が容易である、江南の奥深くにあり、金軍が侵攻してきても江南の主要都市の中では比較的安全である、呉越の時代に都となったことがある、風光明媚である、等が挙げられる。高宗の滞在が長期化するに伴い、臨安では府治を行宮に改修する工事が推進されるとともに、官庁や祭祀施設（太廟等）も、多くが寺院等の既存の建造物に仮寓する形で設置された。また治安・防火体制も整備された。

南宋の政府部内では、建国時より主戦派（金の撃退・失地回復を主張）・和平派（金との和議・共存を主張）の官僚が対立していた。主戦派は、高宗の滞在に伴って臨安が整備され、事実上の都となることは、南宋が金を撃退し、失地を回復する意志を放棄したことを示すに他ならないと考えていた。それ故、高宗は江南の奥深くにある臨安に留まるべきではなく、国境に近く、金への進撃が容易な建康へ移るべきで

あると主張した。

紹興五年二月、主戦派の中でも強硬派の張浚が宰相に就任する。張浚は金に対する北伐を計画し、その総司令官となるよう高宗を説得した。高宗は説得を受け入れ、紹興六年九月に臨安を離れ、七年三月建康に到着した。この間、建康では行宮の建設が本格化しただけでなく、諸官庁や太廟等も臨安から移転した。建康は都として整備されかけたのである。ところが紹興七年八月に淮西の兵変（北伐軍を構成していた宣撫使配下の兵士の叛乱事件）が勃発し、張浚は失脚してしまう。高宗は和平派の領袖秦檜等の意見を受け入れ、八年二月臨安へもどり、諸官庁や太廟等も高宗とともに臨安へもどった。紹興八年三月に宰相となった秦檜は、主戦論に懐疑的となった高宗を抱き込み、和議へ向けての動きを本格化させた。高宗と秦檜は政府部内の主戦派を弾圧・追放し、十二月に第一次宋金和議を締結するのである。和議は金側の強硬派の反発に遇い、一度破綻するが、紹興十二年八月に再度締結された（第二次宋金和議）。

2 宋金和議締結以後

第二次和議が締結された直後から、臨安には大殿や祭祀施設等、都であることを象徴する建物や施設が矢継ぎ早に建設・整備されていった。具体的には紹興十二年、行宮に大規模な改修が施され、崇政（文徳）殿となった他、垂拱殿が新たに建設された。十三年には景靈宮・郊壇が建設された他、太廟も拡張され、北宋開封に置かれていたものと比肩し得る

規模になった。なおこの年、南宋時代に入って初めての本格的な南郊大札が臨安で実施されている。

こうした事業を推進したのは、知臨安府の王喚をはじめとする秦檜配下の実務官僚である。和平派は和議締結後、都であることを象徴する祭祀施設や大殿をいちはやく建設・整備すること、臨安を建前上は行在でありながらも事実上の都として定着させ、南宋が金に対してもはや武力行使する意図がないことを内外にアピールするとともに、建康・奠都を主張する主戦派を押さえ込み、和議を確固たるものにしようとしたと考えられる。宮殿・祭祀施設に続き、執政府・丞相府、三省六部等の主要官庁の整備、宮城を囲む城壁の建設等が行われ、紹興年間（一一三一—一二二六）末に終了した。かくて臨安は、南宋の事実上の都としての機能を本格的に發揮するようになるのである。

第二次和議締結以前における臨安の建設・整備事業は、高宗の臨安滞在中にほぼ限定して、しかも便宜的に行われた。即ち行宮は臨安の府治を利用して、官庁や太廟等の施設は多くが寺院等の既存の建造物に適宜仮寓する形で設置されたのである。そして和議が締結されると、それらの配置は抜本的に改められることなく、そのまま改修工事が施され、且つ足りない宮殿・官庁・施設が空閑地を探して、或いは既存の建造物を再利用する形で倉卒に建設された。こうした成立の経緯をたどったことは、臨安の計画都市としての性格を一層希薄にすることとなった（4）。

さて北宋末に金軍の侵攻が始まると、江南には江北から戦

乱や金の支配を逃れて多くの人々が流入し始めた。臨安にも多くの人々が移住してきたが、臨安が南宋の事実上の都となるのに伴い、『建炎以来繫年要録』巻一七三、紹興二十六年七月丁巳条に

臨安府は兵火を累経してよりの後、戸口の存する所、裁かに十の二三。而るに西北の人、駐蹕を以て輻湊駢集し、土着に数倍す。今の富室大賈、往往にして是なり。

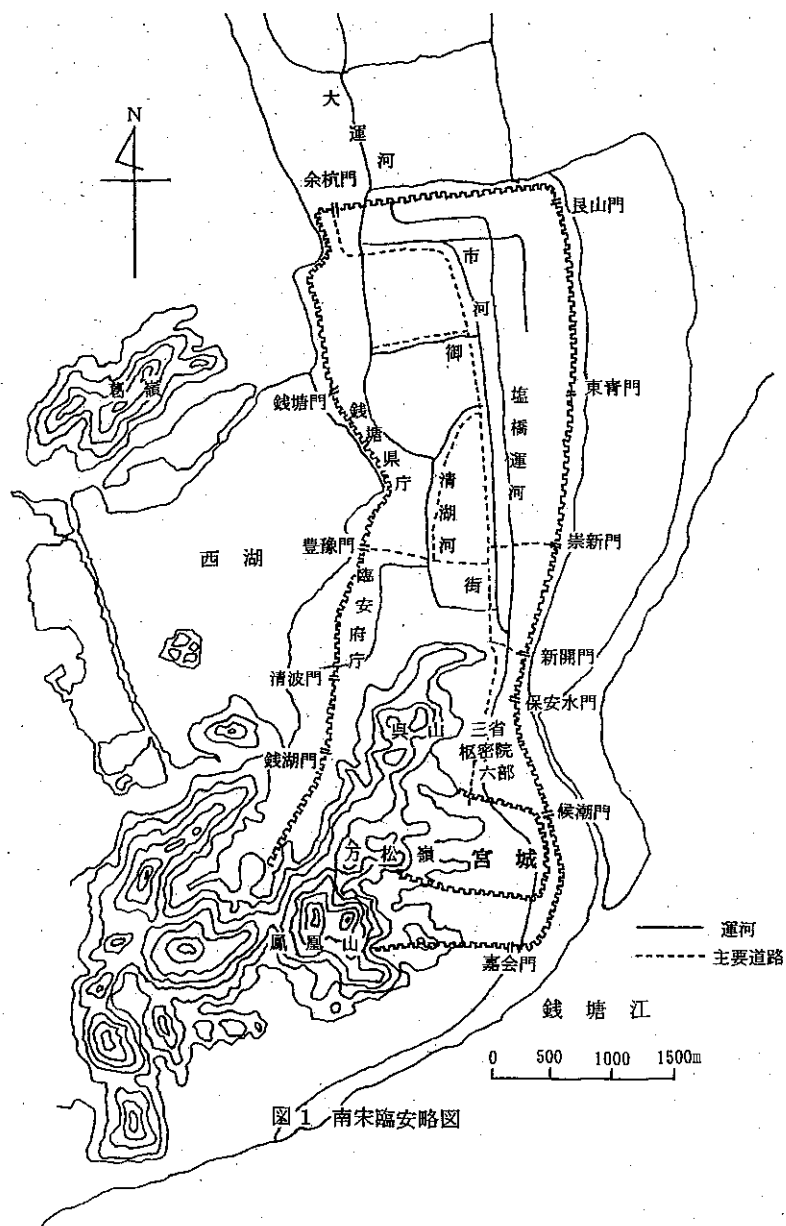
とあるが如く、江北からの移住者は一層増大し、土着の人々に数倍したともいわれる。また周辺の農村等からも人々が流入しており、臨安（杭州）の人口は、北宋末には四十万、五十万人であったのが、南宋時代になると、城内外併せて百万人を超えていたとの説もある（5）。このように人口が急増した結果、臨安では様々な住宅問題が発生した。

二 臨安の住宅と空間

1 有力者の邸宅の建設

臨安に移住してきた人々のうち、皇族・宰相等の高級官僚・宦官・武將・大商人等の有力者は、臨安の城内外に広大な邸宅を所有した。城内における有力者の邸宅は、西湖に近いいため飲料水の便が良く、生活環境の良好な城内西部の清湖河一带、呉山の北側の他、南北の軸線である御街の両側、東西の軸線である崇新門と御街とを結ぶ街路の南側、景色の良い呉山・万松嶺・鳳凰山一带等に多く建設された（図1）。

有力者が邸宅を所有するに至る経緯は様々であり、例えば南宋政府が賜第と称して、宰相等の高級官僚や対金戦争で手



柄を立てた武將に邸宅を支給したり、資金を出して邸宅を造営してやったりすることがあった。また政府は犯罪者の住宅や、戸絶となつた住宅を没収して出売しており、有力者はそうした住宅を購入し、増改築することもあった。さらに有力者は権力や財力にものを言わせて土地を買い上げ、時には街路・運河等を不法占拠（侵占）したり、住民を立ち退かせたりして邸宅を築くということも行った（6）。

有力者のうち、南宋初期に宣撫使や禁軍の司令官となつた武將（劉光世・楊存中等）、宰相秦檜や彼と結託して権力をふるつた高宗の侍医王繼先の邸宅等は、特に広大で豪華であつたことが諸史料からうかがえる。例えば清湖河にかかると洪福橋のところに建てられた楊存中の邸宅は「規模甚だ広く、傍らに諸子の邸宅四軒が建てられたが、それらも「皆極めて宏麗」であつた。また存中が西湖から水を引いて邸宅の周囲に廻らせたところ、まるで宮禁のようだと批判が台臣から出たほどであつた。新開門内の望仙橋東にあつた秦檜の邸宅は「土木の麗を窮む」と表現され、建設に必要な資材を供給するため両浙輻運司に箔場という部局がわざわざ設けられ、「費やす所勝て計うべからず」であつた。蒲橋の傍ら（東青門と御街を結ぶ街路の南）にあつた王繼先の邸宅は「屋宇台榭は皆高広宏麗にして都人之を快楽仙宮と謂う、僭侈と謂うべし」と記され、建築に際しては周辺の民家数百戸を立ち退かせ、街路二条を侵占し、さらに運河（茅山河と思われる）を埋め立てた（7）。

有力者の邸宅は、住民の立ち退き・街路や運河の不法占拠

以外にも様々な問題を引き起こしていた。例えば劉公正なる宦官の邸宅が西湖から飲料水を引く水池を占拠し、飲料水を汚染させたため、処罰されるといった事件が生じている。また王繼先について「多く官司の地分を侵し、陶家巷の寒屋、豊樂橋の官地の如きは皆強占を被り、房廊を起蓋し、賃値を收領」したとの記述が見られる如く、有力者の経営する借家・貸倉庫が街路・運河・官有地等を占拠するということがあつた（8）。臨安の特に城内では、有力者による土地の占有が進行していた。

2 下層民による街路・運河等の占拠

臨安では有力者以外に、江北や周囲の農村等から流入してきた下層民・貧民が建てた浮屋・蓬屋（粗末な掘つ立て小屋の如き住宅）や浮舖（露店・出店の類）が、街路や橋、運河の河岸等を不法に占拠するという問題も頻発していた。一例として『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略す）方域一〇一八「道路」、淳熙三年（一一七六）十二月十一日条所載の詔に

臨安府の都亭駅より嘉会門裏の一带に至る居民は、旧来官路を侵佔し、浮屋を接造し、近ごろ郊祀大礼に縁り拆去するも、旋復搭蓋す。

とある。都亭駅より嘉会門内の一帯というのは、宮城を囲む内城と外城との隙間であり、右の史料からはそのようなところにまで貧民が入り込み、南郊大礼の際に皇帝の御成道となる街路を占拠し、浮屋を密集して建てていたこと、大礼の実

施に伴い、行政側はそうした浮屋を一旦撤去したものの、再び建造されてしまったこと等が知られる。また運河の場合、住民が河岸を占拠するだけでなく、運河にゴミ等を投棄して埋め立て、そこを宅地化してしまうこともあった(9)。こうした状態を放置しておけば、交通や運輸に支障をきたすことになるため、行政側は占拠を行う住宅や商店を強制的に撤去したり、占拠する者を捕らえて獄に送ったりする等の措置を講じた(10)。

しかし数多くの住宅を一時に撤去するのは容易な作業ではなく、様々なトラブルを伴い、効果の程も疑わしいものであった。例えば『宋会要』方域一三二七「橋樑」、紹興三年七月二十二日条所載の詔に

昨ごろ臨安府の申請に縁り、橋道の去処の居民にして、茅草を搭蓋するの席屋は、並びに拆去せしむ。其れ本府並びに預めの確の去処を定めず、一二日の内に了畢せんとし、却て官吏をして至る所搔擾せしむるを縦し、当に拆去すべきに係わらざるの処も亦起動を行う有り、小民安全ならず。臨安府分析措置し、法の因依る無くんば、即ち驅運司をして体究せしむ。

とある通り、現場の官吏が撤去すべき住宅を事前にきちんと定めておらず、倉卒且つ行き当たりばつかりに撤去作業を行った結果、不法占拠を行っていない、即ち撤去する必要のない住宅まで撤去してしまい、騒擾を起こしていた。また前に引用した『宋会要』方域一〇一八「道路」、淳熙三年十二月十一日条所載の詔に記されているように、住宅を撤去した

ところで、その跡地には暫くすると再び住宅が建てられてしまふことも多かった。そこで詔の続きに

応ゆる日前の界至の如きは、且らく旧に依るを聽し、其れ今次の侵展、及び官路の大幅に窄狭なる去処は、目下に拆截し、其の余の此の似き侵佔する去処は、本府をして相度し、開具以聞せしむ。

とあるが如く、行政側は撤去に際し、以前占拠されていた縁までの占拠は認め、今回その縁を越えて新たに占拠した住宅、及び街路を大幅に狭くしている住宅のみ撤去することを定めているケースも見られる。部分的にはあるけれども、行政側は占拠を認めざるを得なくなっていたのである。

3 住宅の増加・密集と火災の大規模化

北宋時代の杭州では、城内の住宅は環境の良い西部一帯に多かったと考えられる。しかし当時は西部一帯にさえ、空閑地・果樹園・農地等が存在した。楊和甫の『行都紀事』は、清湖河にかかる井亭橋一帯の様子を「俞家園は今の井亭橋の南に在り、向時未だ民の占する所と為らず、皆荒地にして或は稻を種え或は麦を種え、故に因りて園を以て名と為す」と記し、稻や麦が植えられ、俞家園と称されていたことを伝えている。また城内東部は湿地帯であることに加えて飲料水の便も悪かったため、東青門内に就糧禁軍の軍営があった(11)他、住宅はほとんど存在しなかったと見られる。元祐四年(六年(一〇八九九))にかけて知杭州をつとめた蘇軾は、『蘇軾文集』卷三〇「申三省起請開湖六条狀」の中で、東部

に關し「人戸が稀少であることは鄉村とほとんど同じである」と述べている。周輝の『清波雜志』卷三「錢塘旧景」には「昔歳の風物、今と同じからず、四隅皆空迴にして人跡到らず。宝蓮山・吳山・万松嶺は林木茂密し、何ぞ嘗て人居有らん」とあり、城内の四隅や吳山・万松嶺・鳳凰山の一带にも人は住んでいなかったことがうかがえる。

ところが南宋時代に入ると、城内には有力者の邸宅をはじめとする住宅が増加し、特に西部では十二世紀後半になると、住宅が密集して建ち並ぶようになった。具体例を挙げるならば、前引『行都紀事』は俞家園一带の變貌ぶりを「今は則ち蜂房蟻窩の如く、盡く房廊・屋舍・巷陌と為り、極めて認め難しと為す。蓋し其の錯雜たること、碁局と相い類するなり」と記している。即ちかつて稲や麦が植えられていたのが、現在は基石をびっしりおいた碁盤のように建物が建ち並んでいる、というのである。また『宋会要』食貨五二―三七「祇候庫」、嘉泰元年（一二〇一）三月二十五日条所載の太常寺の言に「祇候庫は元糯米倉巷に在り。四辺皆是れ居民の屋宇にして相接すること更に尺寸の空隙の去処無く、今遺漏に因り延焼を被るを致す」とあり、祇候庫（官僚の祭祀用の衣装等を保管しておく倉庫）はもと吳山の北に位置する糯米倉巷にあったが、周囲には住宅が隙間なく建ち並んでいるため、火災が起きた際に延焼を被つたと見えている。この一带（左一廂く左三廂に相当（12））には有力者の邸宅の他、一般の官僚や文人、裕福な商人等の住宅、官僚の官舎等も多く設けられた（13）。一带で坊（坊牆で囲まれた居住区）でもちろ

表1 臨安志に見える坊の数

	乾道臨安志	淳祐臨安志	咸淳臨安志
左一廂	14	22 (左一南廂 4) (左一北廂 18)	23 (左一南廂 4) (左一北廂 19)
左二廂	14	16	18
左三廂	5	8	8
小計	33	46	49
右一廂	9	10	10
右二廂	18	18	17
右三廂	7	7	6
右四廂	1	1	2
小計	35	36	35

んなく、主要街路から枝分かれする小道・脇道の入り口に設けられたアーケード、大抵典雅な美称が付けられる）の増加が顕著なのは（表1）、坊を設けることで自らの居住区をア

ピールしようとする、それなりに地位・身分のある人々の住宅が増加したことが主因と考えられる。

住宅は城内の東部一帯でも増加しており、茅山河という運河の大半が住宅によって埋め立てられてしまった。即ち『咸淳臨安志』巻三五「河・城内」に

德寿宮の東に元茅山河有り。宮基を展拓するに因り填塞し、積漸しく民戸包占し、惟だ水を去りし大溝存するのみ。蒲橋の修内司宮に至る。填塞の及ばざる者、故道尚存し、後軍東橋より梅家橋河に至る。

とあり、茅山河は德寿宮（もと秦檜の邸宅）の拡張や、河道を占拠し、そこに住宅を建てようとする民戸によって埋め立てられてしまい、そうした状態は東青門内の蒲橋北にある修内司の軍営まで続いていたのである。また呉山・鳳凰山・万松嶺等の一帯では宦官・胥吏・裕福な商人等の邸宅が数多く建設された（14）。住宅は、城外でも城門外の草市・鎮を中心に増加しており、南宋時代に入ると新しい草市が出現した他、城外にも廂が設置されている（15）。恐らく城内西部から溢れ出た人々が東部、さらには城外に住みついたと考えられ、これらの地域には下層民・貧民も多かったと推察される。

こうした住宅の増加・密集は火災発生時に延焼を招き、火災を大規模化させた。行政側は火災の発生・延焼を防ぐため、様々な措置を講じたが、住宅と関連して注目されるのは、城内の住宅を撤去して空閑地を設けたことである。即ち紹興三年に詔が下され、火災の起きた場所には幅一丈五尺、

そうでないところには幅一丈の火巷と呼ばれる空閑地を設けることとなった。また執政宅・侍從宅の周囲には幅三丈の、倉庫等財政施設の周囲には幅五丈の火巷を設けることが定められた（16）。

しかし火巷を設けるといっても、果たして規定通りに行われたのか、規定通りであったとしても、この程度のスペースで本当に延焼を阻止できたのか疑問である。また火巷の多くは結局占有され、住宅が建てられてしまったと見られる。

『宋会要』食貨五十一・四一五「左藏庫」、嘉泰四年五月十六日条が載せる戸部の上言には、当時清湖河の北部に存在した左藏庫について、次のようにある。

左藏庫は旧来圍牆を二重に建置し、防備甚だ嚴なり。比年多く隣近の民居・官戸、牆外の空地を侵占し、間ま簷屋相連なる有り。朝廷近來火政を講求し、若し預め申奏を行わずんば、忽ち旁近に疎虞有り。利害輕きにあら

ず。
左藏庫は防壁が二重に設けられ、警備が甚だ嚴重であったが、防壁の外部に設けられた空閑地（即ち火巷）が占拠され、住宅が密着してひさしを連ねるように建ち並んでおり、火災が発生したら延焼を招く危険性が高い、というのである。住民を空間的に強く統制する坊制のような制度が存在せず、且つ様々な階層の移住者を大量に受け入れた臨安の、特に城内の住宅事情は、かなり無秩序で混乱していたとの印象を受ける。

4 借家の盛行

臨安には賃貸住宅が多く、官營の他、有力者によって經營されるものもあった。因みに有力者の中には貸倉庫や解庫（賃屋）を經營する者もあり、例えば城內北部には宦官や大商人等の場房（貸倉庫）が数十箇所も建設され、その長さは数千間に及んだという。臨安における有力者の不動産投資は活発であった（17）。

借家の住人の中で多かったのは江北や周囲の農村等、外部から流入してきた人々、特に下層民・貧民であったと考えられる。暑中・嚴寒期や長雨・降雪等の際に、家賃（房錢・僦錢等と記される）を数日単位で減免する命が下されている（表2）。ことからうかがえるように、彼らは屋外での労働が困難になると、途端に日割りの零細な家賃さえ払えなくなってしまうその日暮らしの人々であり、往々にして家主の不当な家賃つり上げに苦しめられていた。『宋会要』刑法二——四七「禁約」、紹興三年七月二十二日条に

江北より流寓するの人、屋を賃して居住し、多く業主の騷擾を被り、房錢を添搭せられ、坐して窮困を致す。又豪右兼井の家、官地を占拠し、房廊を起蓋し、重ねて人に賃与し、錢數増多し、小人重ねて困しむ。

とあり、臨安では江北より流入してきた人々が多く借家に住んでいたこと、有力者は土地を占拠する等して盛んに借家を建て、人に賃与して家賃をつり上げるので、貧しい住人が苦しんだこと等が知られる。

臨安では官僚とその家族も借家に住むことが多かった。そ

の理由として地価に伴い住宅の価格も高騰し（18）、中・下級官僚には手が出にくかった、官舎があったものの数が限られていた、官僚には転勤があるため、さしあたり借家に住むのが便利であった、等が考えられる。また臨安で行われる科擧には多くの受験生が集まり、例えば省試の受験生の数は一回一万人に及んだ。こうした受験生の中にも借家に住む者がいたと推察される。火事で焼け出され、資産を失ってしまった者も借家に住んだことがうかがえる（19）。

三 臨安の社会と下層民

1 臨安の下層民

臨安には、史料に「細民」「下層民」「貧乏之人」「小人」「小民」等と記される人々、即ち江北や周囲の農村等からほとんど着の身着のままで流入し、下層民・貧民として生活する者も多かった。彼らは屋台を出したり、振り売りをしたりする零細な商人や手工業者、店舗・屋敷等の雇傭労働者、日雇いの労働者、乞丐・浮浪者等から構成され、一日僅か数百文程度の乏しい収入を得、數文・數十文程度の零細な家賃を日割りで払って借家に住んだり、街路や運河の河岸等に掘って立て小屋の如き粗末な住居を建てたりして生活していた（20）。

下層民の数については、淳熙年間（一一七四—一一八九）に臨安城内外の細民を対象とした賑濟（錢・米の無料支給）を行った際、二十六万八千余口がリストアップされたこと、養濟院・病坊（安濟坊）等の救濟施設（これらについては後述）に収容されている者を加えるとその数はさらに増大した

表2 臨安における房銭等の減免状況

年号	年	月	日	減 免 の 状 況	出 典
紹興	2	8	9	臨安府に詔し……火事により官私の房銭は貫百を以てせず、並びに五日を放つ。	会・食 59-23
	3	11	22	火事により臨安の官私の白地・房銭は貫百を以てせず、並びに半月を放つ。	会・瑞 2-35
	6	2	壬戌	臨安府の僦舍銭は多寡を以てせず、並びに三分のうち一分を減じ、白地銭は四分の一を減ず。	要録 98
	9	3	己亥 (19)	連日陰雨により細民易からず、臨安府内外の官私の房銭・白地銭は貫百を以てせず、並びに三日を放つ。是より雨雪あれば則ち之の如くす。	要録 127 会・瑞 3-5
	17	2	辛丑	臨安府は官私の房絹を減ず。	要録 156
	21	2	壬子	行在の官私の僦舍銭は並びに半ばを減ず……白地銭も亦半ばを減ず。	要録 162
	29	9	丙申	臨安府の公私の僦銭半月を放つ。	要録 183
	30	3	丁亥	臨安府で紹興 21 年以後官司が統置した房廩の賃銭は並びに三分の一を減ず。	要録 184
淳熙	31	12	壬寅	再び行在の公私の僦銭一月を放つ。	要録 195
	8	3		臨安府及び諸路の官私の房僦銭は貫百に限らず、十分の三を減ず。	全文 27 聖政 59
嘉定		閏3	壬寅	在京及び諸路の房廩銭什の三を減ず。	宋史 35
	17	12	甲午	雪寒により京城の官私の房・賃地・門税等の銭を免ず。是より祥慶・災異・寒暑には皆免ず。	宋史 41
宝慶	元	11	辛巳	行都及び諸路の公私の僦舍銭は並びに三分を減ず。	全文 31
咸淳	元	4	丁未	寿崇節により臨安の官私の房僦地銭を免徴す。	宋史 46
	10	9	丁酉	天瑞節により臨安府の公私の房賃銭十日を免徴す。	宋史 47

(注) 出典の欄の略称は次の史料のものである。会・食→『宋会要』食貨、会・瑞→『宋会要』瑞異、全文→『宋史全文統資治通鑑』、聖政→『皇宋中興兩朝聖政』。なお数字は巻数または『宋会要』の頁数を示す。

こと、賑済に必要な費用は二十三万貫に及んだこと等を伝える史料が検索される⁽²¹⁾。当時の臨安の人口を六十万七千人と仮定すれば⁽²²⁾、貧民と偽って賑済を受ける者ももちろん混じっていたであろうが、それでも人口の三分の一の四分の一程度は貧民・下層民であったと考えられる。

都市の下層民は宋代に入り、社会の流動性の高まりとともに増加し、都市人口を構成する要素となった。彼らは商工業の発達を下から支える等、都市の繁栄に寄与する面もあったが、様々な問題を引き起こしたことも事実であり、行政側は対策を講じざるを得なくなっていた。宋代における都市の下層民対策は、北宋末に整備され、基本的な枠組みが成立したと言うことができる⁽²³⁾。江北からの人口の流入によって下層民が増加した南宋の諸都市は、北宋の下層民対策を拡大継承したが、中でも都であり、下層民が多かった臨安では、対策は最も大規模に実施された。そこで臨安における下層民対策について、以下に述べることにする。

2 臨安の下層民対策

(1) 救済措置

下層民に対する救済措置として、第一に賑済・賑糶が挙げられる。屋外での労働が困難になると同時に、食糧事情も逼迫する冬期には、下層の人々は飢餓状態に陥りやすかったため、行政側は賑済を行った。臨安では、賑済は一回に大人一人当たり左蔵南庫・封樁庫等から錢二百五十百文、豊儲倉等から米一斗が支給されるというケースが一般的であった

た。錢米の支給を受ける人数は、既に紹介した通り一回二十万三千万人近くに及び、総支給額も一回錢二十万貫以上米四万五千石に達するケースがあり、行政側の財政的負担は少なくなかったと見られる。なお下層民のうち、特に乞丐に対しては、十一月翌年二月末にかけて、定期的な賑済も行われている。また賑済と並んで賑糶(常平倉の他、端平倉・平糶倉等から米を放出し、市価よりも安く販売する)も実施された⁽²⁴⁾。

救済措置の第二として、救済施設の設置が挙げられる。臨安には、身よりのない老人・寡婦・孤児・貧しい病人・身障者・乞丐等を收容して救済するため、紹興二年(一一三二)、城内外三箇所(養濟院が置かれた他、紹興十三年には安濟坊が設置された。このような施設は貧民を收容し、錢米を支給するとともに、病人に対しては太医局等の医師を派遣し、治療・施薬を行った。また臨安には、市価より安く(三分の一程度)薬を販売するため、紹興六年、官營の薬局に相当する太平惠民局及び製薬所にあたる和劑局が設置された。太平惠民局は当初城内に四箇所設けられ、その後城外にも二箇所が設置されている。臨安には太平惠民局の他、淳祐八年(一二四八)に施薬局という官營薬局が設けられており、淳祐七年には遺棄された子供を收容し、養育者を募集する慈幼局も設けられた⁽²⁵⁾。

しかしこうした救済措置は、皇帝の恩沢を示すため形式的に行われた側面が大きく、多くの問題を含み、効果の程は疑わしかった。例えば生業に就き、資産もある程度有している

者が胥吏と結託し、貧民と偽つて賑濟を受けることがあつた。『建炎以來繫年要錄』卷一七八、紹興二十七年十月癸丑条は臨安で行われる賑濟の問題点・弊害を記すが、それを見ると「貧民の姓名を抄簡（リストアップ）するに実ならず、及び詭名して錢米を冒請する」者が跡を絶たず、また「狡獪の者、家を挙げて皆支請に預かり、而して貧窶の者は反つて棄遣せら」れていたことが知られる。太平惠民局に關しては、俞文豹の『吹劍錄外集』に

今、惠民局は藥劑貴くして藥価廉きを以てするも、名は存すと雖も而るに実は則ち混ぶ。其の事を職とする者は太府丞なり。惟だ藥材に通曉するあたわざるのみにあらずして、驟かに遷り笑かに易わり、亦職業に究心するに暇あらず。所謂四局の官は、止だ受成において坐して肆にするのみ。惟だ吏輩其の間に寢處するのみにして、出入變化は皆其の手に在り。藥材は既に苦惡にして藥料は又た減虧し、稍や貴細の藥あれば則ち留め、權貴の需めに應ず。四局の売る所の者は惟だ泛常の藥のみにして缺ける者多く、而して購う者も亦た罕なり。一局の輸費、數を為すこと實られず。民は其の名を拝し、吏は其の實を享く。故に都人惠民局を謂いて恵官局と為し、和劑局を和吏局と為す。

と記されるような有様であつた。即ち惠民局を統轄する太府寺丞や惠民局の官は医薬に關する知識や熱意に乏しく、一方胥吏は貴重な藥劑を横流したり、多大な経費を着服したりしており、藥局ではまともな藥が売られておらず、藥を購入す

る者も稀であつたといふのである。臨安の住民に安価な藥劑を販売するといふ惠民藥局本来の機能は、果たされていなかったと言わざるを得ない。

(2) 埋葬に關わる問題への対応

宋代の都市では、墓地の不足や埋葬費用が支払えない等の理由から、下層民が死体を城門の外等に遺棄することが日常化していた。また仏教の普及に伴い、下層民はしばしば死体を火葬（寺院に付設された火葬場（化人場）等で死体を焼き、遺骨は遺棄する）した。死体の遺棄は疫病等の流行を招き、火葬は親からもらった身体を毀損すること他にならず、親の身体を火葬する場合はなおさら不孝にあたるとして、儒學者や官僚の批判の対象となつていた⁽²⁶⁾。そこで行政側は北宋末の崇寧三年（一一〇四）、都市の郊外に漏沢園という共同墓地・無縁墓地を設け、下層民に棺錢・棺槨錢・棺斂錢等と称される埋葬費を支給して死体を埋葬させるとともに、放置された死体や身寄りのない者の死体を行政側が埋葬することとした⁽²⁷⁾。

ところが漏沢園の多くは北宋末・南宋初めの動亂のさ中、官府や豪民によつて占拠されてしまつたため、紹興十四年に詔が下され、臨安及び諸路州軍に漏沢園が再建されることとなつた。臨安では臨安府に命じて占拠されている漏沢園を拘收させ、境界線を画定し、僧侶二名を選んで管理にあたらせ、埋葬する遺骸が二百を超えた者には紫衣一道を賜与し、毎月錢米を支給する、等が定められた。

臨安の漏沢園は再建された後、時代を経るにしたがい増設

されたが、一方で占佃の問題が絶えずつきまといつていた形跡が認められる。また臨安の人口は増大を続けており、そうした状況の中で漏沢園が十分な広さを保ち、墓地として十分に機能していたかどうかは疑問である。加えて漏沢園は城内から遠かったことがうかがえ、この点でも不便であった(28)。漏沢園再建後も火葬は盛んに行われていたと見られ、『宋会要』食貨五八―二七「賑貸」、嘉定二年(一二〇九)四月二日条には、行政側が化人場を一旦撤去しておきながら、貧民の埋葬に不便であるとして、結局復活させたことを伝える記事が掲載されている。頗る長文であるため、概要を示せば次のようになる。

まず都省が「臨安の化人場の中には設置の年代が古く、〔祭祀施設の近くにあることから〕禁地に組み込まれて撤去されたものも多く、〔遠く離れた墓地まで遺体を運ばなければならなかったり、埋葬費用が嵩んだりして〕貧民に不便である」と上言した。そこで臨安府に詔が下され、実情を調査させることとなった。臨安府は「城外東側、東青門の外の化人場のうち、九宮貴神壇等の祭祀施設に近いもの十六箇所は〔禁地に組み込まれたため〕逐次撤去されたが、そのうち金輪院・梵天院に付設された化人場は、嘉泰年間(一二一〇―一〇四)以後新たに設置されたもので、古くから置かれている化人場とは異なる」と報告した。そこで詔が下され、現存する臨安の化人場はもとどおり存続させる他、撤去した十六箇所の化入場についても、金輪・梵天両院に付設された新しいものを除く十四箇所は復活して火葬を許し、もし祀壇で祭祀

が行われる時には、三日前に化人場のある寺院の僧侶に通知して火葬を行わせないことになった、というのである。この史料からは、行政側が建前上は火葬を非難しながら、現実には言わば必要悪として黙認していたことが明らかになる。

(3) 住宅に関わる問題への対応

借家に住む下層民に対しては、屋外での労働が困難になる暑中・厳冬期や長雨・降雪時の他、火災の発生後、大札や朝廷・宮中の慶事等の際に、家賃の一定期間(三日―一箇月)の免除もしくは減額(三分の一程度)令が下された(表2)。かかる減免措置には、借家を経営する有力者が不当に家賃をつり上げるのを抑制しようという意図も含まれていたと考えられるが、有力者は減免令には容易に従わなかった(29)。中には「歴代名臣奏議」巻三〇七「災祥」が載せる袁説友の上言に

頃歲、朝廷兩たび房金を蠲減するの令を下すは、蓋し余り有るより取りて以て足らざるに恵まんと欲すればなり。細民の賜を受くること誠に輕からざるを為す。再び減するの後、今已に八年、而して有力の家、新たに房廊を枘り、悉く皆高く賃値を定め、以て将来の裁減に備う。都城の新屋、尤も他州に倍す。

と記されるが如く、減免令が出されるのを見越して、あらかじめ家賃を高く設定する経営者も存在したのである。減免令に対する有力者の巧妙なやり方がうかがえて興味深い。

なお住宅に関しては、既述の如く、下層民が街路・運河河岸等を占拠して住居を建てたり、露店・屋台を出したりする

という問題に対しても、行政側は撤去を行う等の対応を余儀なくされていた。

因みに都市の下層民対策は元・明・清へと継承されたが、形骸化・固定化が進み、現実からの乖離が一層大きくなったため、中でも救済措置は善会・善堂等が実質的に担うようになった。また都市の下層民は明代になると、税役の賦課や借家の家賃等をめぐり改革運動、さらには叛乱（都市民変）を起こすまでになり、行政側は新たな対応を迫られることとなった（30）。

おわりに

以上、主として筆者のこれまでの研究に依りながら、大量の移住者の存在という点に着目しつつ、臨安の空間と社会について通観した。住宅事情に目を向けると、皇族・官僚をはじめ武將・宦官・胥吏・禁軍兵士、さらにはその日暮らしの貧民に至るまで、多様且つ大量の移住者が流入した臨安では、坊制のような住民を空間的に強く規制する制度が存在しなかったこともあって、住宅による街路の不法占拠や住宅の密集に伴う火災の延焼等、様々な問題が生じていた。臨安の住宅事情は、都でありながらかなり無秩序であつたと見なされる。また臨安には貧民・下層民が多く、その数は人口の三分の一（四分の一）にまで達していた。そうした結果、行政側は救済措置をはじめ、埋葬や住宅問題に至るまで、大規模且つ広範囲な下層民対策を実施することを余儀なくされた。しかし対策の実態について検討してみると、中には形式的に行

われたり、不徹底であつたりして、効果のほどが疑わしいものもあることが明らかになった。

臨安について、今後検討を要する課題は数多いが、さしあたり筆者が考えているのは次の二点である。第一に、臨安は紹興十二年の宋金和議締結後、南宋の事実上の都として定着した。即ち臨安は和議締結後、一世紀以上にわたつて南宋の都であつたにもかかわらず、臨安に関する研究には静態的なものが多いように思われる。臨安が都として定着する以前、できれば北宋時代くらいまでも視野に入れ、臨安の空間・社会・都市行政等の推移や変化を、より緻密に跡づけてみる必要があろう。

第二として、臨安と臨安以外の江南の都市や華北の都市、或いは歴代中国の都、中国以外の都市等との比較を通じて、臨安の持つ特徴をより一層具体的・鮮明に浮かび上がらせるとともに、特徴を生み出した背景が何であつたのかを明らかにする作業も、今後不可欠と考えられる。

注

- (1) 拙稿①「南宋初期の巡幸論」（『愛媛大学法文学部論集人文科学編』一五、二〇〇三年）、②「南宋の国都臨安の建設——紹興年間を中心として——」（『宋代史研究会研究報告第八集 宋代の長江流域——社会経済史の視点から——』、汲古書院、二〇〇六年）、③「南宋の皇帝祭祀と臨安」（『東洋史研究』六九・四、二〇一一年）。

- (2) 拙稿①「南宋臨安の下層民と都市行政」(『愛媛大学法文学部論集人文学科編』二一、二〇〇六年)、②「南宋臨安禁軍的研究序説」(『南宋史及南宋都城臨安研究』(上)、人民出版社、二〇〇九年)、③「南宋臨安の三衙」(『愛媛大学法文学部論集人文学科編』二六、二〇〇九年)、④「南宋臨安における禁軍の駐屯とその影響」(『愛媛大学法文学部論集人文学科編』二七、二〇〇六年)、⑤「南宋臨安と東南会子」(『愛媛大学法文学部論集人文学科編』三一、二〇一一年)。
- (3) 拙稿①「南宋臨安の住宅をめぐって」(『愛媛大学法文学部論集人文学科編』一九、二〇〇五年)、②「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」(『愛媛大学法文学部論集人文学科編』二三、二〇〇七年)。
- (4) 以上、臨安が南宋の事実上の都となる経緯については註(1)拙稿による。
- (5) 北宋杭州、南宋臨安の人口については近藤一成「知杭州蘇軾の救荒策」(『宋代史研究会研究報告第一集 宋代の社会と文化』、汲古書院、一九八三年、後『宋代中国科挙社会の研究』、汲古書院、二〇〇九年に再録)、林正秋「南宋都城臨安」(西冷印社出版、一九八六年)、斯波義信「宋代江南経済史の研究」(東京大学東洋文化研究所、一九八八年)、沈冬梅「宋代杭州人口考辨」(漆侠主編『宋史研究論文集——國際宋史研討会暨中国宋史研究会第九屆年会編刊』河北大学出版社、二〇〇二年)、徐吉軍「南宋都城臨安」(杭州出版社、二〇〇八年)等において検討が為されている。
- (6) 以上、有力者の邸宅の分布や所有の経緯に関する記述は註(3)拙稿①、一〇八—一一頁による。なお行政側が住宅を撤去する際には、住宅の規模(間数)に応じて般(搬)家銭と称される立ち退き料を支払うことがあった。般家銭については註(3)拙稿①、一三—一四頁を参照されたい。
- (7) 楊存中の邸宅は『齊東野語』卷四「楊府水渠」、秦檜の邸宅は『建炎以來繫年要録』卷一五三、紹興十五年六月丙戌条、陸游「老学庵筆記」卷三、王繼先の邸宅は『三朝北盟會編』卷二三〇、紹興三十一年八月十一日条等の史料に見ている。
- (8) 劉公正の邸宅による西湖の水質汚染は『咸淳臨安志』卷三三「湖・六井」に、王繼先の借家・貸倉庫による街路・運河の不法占拠は『三朝北盟會編』の同右記事中に見える。
- (9) 『咸淳臨安志』卷三五「河・城内」。
- (10) 一例として『宋会要』方域一〇—八「道路」、淳熙七年六月二十三日条が挙げられる。
- (11) 就糧禁軍の軍營の所在地については、註(2)拙稿④を参照されたい。
- (12) 廂とは城内外に設けられた、言わば警察・防火管区である。臨安の城内では、廂は南宋初期に東西の二つが設けられていただけであったが、その後増加してい

き、南宋末には九つ（左一南・左一北・左二・左三・右一・右二・右三・右四・宮城廂）になった。即ち宮城一帯に宮城廂、御街の西側に左一南・左一北・左二・左三廂、東側に右一・右二・右三・右四廂が設けられた。城内の廂の詳細については註（一）拙稿②、一九五〇一九六頁、註（二）拙稿③、六八〇七二頁を参照されたい。

- (13) 官僚・文人等の住宅の所在は朱彭『南宋古蹟攷』徐吉軍『南宋臨安社会生活』（杭州出版社、二〇〇一年）一二二～一八〇頁等において考証がなされている。官舎については『咸淳臨安志』巻一〇「行在所録・官宇」等に見える。

- (14) 吳山・万松嶺・鳳凰山一帯における住宅の建設状況は『夷堅乙志』巻一六「劉供奉犬」、『宋会要』食貨八「四九」渠」、淳熙七年六月三十日条、『夢梁錄』巻一「一」嶺」等に見える。

- (15) 臨安城外の状況については、註（三）拙稿②を参照されたい。因みに城外の廂について述べると、紹興十一年に城南左廂・城北右廂が設けられ、その後乾道年間（一一六五～七三）までには城南左廂の中に城東廂が、城北右廂の中に城西廂がさらに設けられた。

- (16) 火巷の設置は『宋会要』瑞異二「三六」火災」、紹興三年十一月二十二日条、方域一〇「七」八「道路」、紹興三年十二月九日条等に見える。

- (17) 以上、有力者の不動産投資についての記述は註

- (3) 拙稿②、一二五～一二六頁による。

- (18) 『夷堅志補』巻一七「王燮薦橋宅」には南宋初期の臨安城内において、住宅一軒が五万貫したという記事が見える。

- (19) 曹彦約『昌谷集』巻二「上丞相論都城火災劄子」。
- (20) 臨安の下層民・貧民の種類や収入の詳細については註（二）拙稿①、二二〇～二二五頁を参照されたい。

- (21) 『宋会要』食貨六八「八九」賑貸」、淳熙十六年六月十一日条。

- (22) 臨安の人口は註（五）所載の諸論考による。

- (23) 北宋末における下層民対策の整備は、例えば梅原郁「宋代の救済制度——都市の社会史によせて——」（中村賢二郎編『都市の社会史』、ミネルヴァ書房、一九八三年）において検討が為されている。

- (24) 以上、臨安における賑済についての記述は註（二）拙稿①、一二六～一二九頁による。賑糶は『宋会要』食貨五九「三六」恤災」、紹興三十一年正月二十二日条、『宋史全文統資治通鑑』巻三二、端平三年（一二三六）七月癸巳条、『宋史』巻一七八食貨志「振恤」、景定元年（一二六〇）条等に見える。

- (25) 以上、臨安の救済施設についての記述は註（二）拙稿①、一二九～一三一頁による。

- (26) 火葬の状況や火葬に対する批判は宮崎市定「中国火葬考」（『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』、一九六一年、後『宮崎市定全集』一七、岩波書店、一九九三年

に再録)、川勝守「東アジア世界における火葬法の文化史——三〇一四世紀について——」(九州大学東洋史論集)一八、一九九〇年、中絶夫「火葬をめぐる若干の問題について——明清を中心に——」(遠藤隆俊・井上徹編『宋—明宗族の研究』汲古書院、二〇〇五年)等において検討が為されている。

(27) 漏沢園の設置は註(23)梅原論文、二二〇—二二二頁による。

(28) 以上、臨安における漏沢園の再建・運営状況・増加・問題点等についての記述は註(2)拙稿①、一三五—一三七頁による。

(29) この点についての詳細は註(2)拙稿①、一四一頁を参照されたい。

(30) 明清時代の救済措置及び善会善堂については夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎、一九九七年)、都市の下層民による改革運動・都市民変に関しては同「明末の都市改革と杭州民変」(『東方学報』京都、四九、一九七七年)等において検討が為されている。